

令和5年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項	措置	部局	室・課等
1	<p>2 委託事務について</p> <p>(2) 当初の契約の締結において、契約の相手方が保険会社との間に寝屋川市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことから契約保証金を免除としていたが、変更契約の締結において、契約金額を増額しているにもかかわらず、履行保証保険を確認することなく契約保証金を免除していた。</p> <p>統一地方選挙ポスター掲示場設置業務委託</p>	<p>監査指摘以降、担当職員及び事務局内職員に、再度、変更契約時の履行保証保険の取り扱いについて、同様の間違いを起さないよう、契約規則の内容について周知徹底を行いました。各事業での委託契約等の起案について、起案に係る必要書類などを一覧でチェックできる確認表を作成し、起案者自らが確認するとともに、係長、課長及び所属長の各段階で、契約締結等の起案に係る添付書類を再度確認することで、電子決裁においても漏れが生じないように再発防止に努めます。また、選挙実施にあたっては多くの契約事務があるため、人事異動等で注意すべき事務の失念が起らないよう、事務引継ぎはもちろんのこと、毎年の定期監査等結果講評書に基づく事務局内での注意すべき事項の周知徹底を行います。</p>	<p>行政委員会事務局</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>